2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字管ノ迫山一八九三の一、字溝ノ上一八九九の二、字後川二〇六八の二、字上ノ段二〇八六、字家ノ上二〇八七、字山口二〇九三の一、大字英彦山字大尾一九一七、字玉屋一九二一の一、一九二二から一九二五まで、一九四二、一九四三、一九四六、字浦ノ山一九四八、字町浦一九六〇、字滑一九六一の一から一九六一の三まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字打ヶ瀬山一四八一の五、字峠一五三六、字赤土原一五三九、字柳原一五四〇、字合戸山一五四三、字前田一五四四、字森ノ上一五四五、一五四六、字上ノ谷一五四七、字小藪一八六〇、一八六一、一八六八、一八六九、一八九一、字森一八六二の二、字管ノ迫山一八六三、一八九三の二、字管ノ迫一八六四、一八八八、字鶴ノ木一八六五の一、一八六五の三、一八六七の一、字雨堤一八六六、字小藪口一八八五、字梨ノ木本一八八九、字中ノ迫一八九二、字山田一九〇〇、字山口一九〇一、字老ケ山二〇五七の一、二〇六〇、字山口ノ平二〇六七の一、字後川二〇六九、二〇七〇、二〇七五の一、二〇七五の二、字大久保二五一二の一、字了光寺二七五〇の一、二七五〇の二、字合瀬山二七五二の三、二七五二の四（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字合瀬山二七五二の四、二七五二の三・字了光寺二七五〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市黒川字大久保六一二二の一、六一二二の一二、六一二二の一五、六一二三の一、六一三八の一、字呑吉六二八九の二、佐田字一ノ瀬五四五六の一、五四五七、五四五八、五四八一、五四八二、五四八四、五四八六の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字津久見字村ノ上二ノ六二七一、二ノ六二七三の一、六二六九から六二七二まで、六二七三の一、六二七五から六二七七まで、六二七八（次の図に示す部分に限る。）、六二七九から六二八六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字村ノ上二ノ六二七一、六二六九、六二七〇、六二七二、六二七八、六二八五、六二八六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市中津江村栃野字丸山八一八の一、字狐塚八二三の二から八二三の四まで、字狐塚ノ脇八二五の四、字七曲リ三六一五の一（次の図に示す部分に限る。）、三六一六、三六一八、字タラノキ三六一九、字ダラキノ三六二三の二（次の図に示す部分に限る。）、三六二五の一、三六二五の二、三六二七、三六二九、字ダラノ木上三六三一（次の図に示す部分に限る。）、三六三三の一から三六三三の七まで、三六三三の八（次の図に示す部分に限る。）、三六三三の九、三六三三の一〇（次の図に示す部分に限る。）、三六三三の一一、三六三三の一二、三六三四、三六三五、字ビヨブ岩三六三六（次の図に示す部分に限る。）、字タラキノ三六三七から三六四一まで、三六四三から三六四九まで、三六五一から三六五三まで、字田ノ口三六五四の一、三六五四の二、三六五五、三六五七の一、三六五八、三六七〇、字上田ノ口三七〇三の一・三七〇五・字小松尾三七一七の一・三七一七の三・三七一七の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三七一八、三七一九の一（次の図に示す部分に限る。）、三七一九の二、字下ノソノ三八三〇、字赤合谷三八五四の一、三八五五（次の図に示す部分に限る。）、字本迫三八五七の二、三八五八、三八五九・字上赤合谷三八六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八六二、字クキヲ三八六六の一（次の図に示す部分に限る。）、三八六六の二、三八六七・字ホンクボ三八六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八七二、三八七三、三八七〇、字ホンクボ下三八七二、三八七三、三